

感感発0822第20号
令和6年8月22日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特別区 }

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
（ 公 印 省 略 ）

急性弛緩性麻痺の情報提供について（依頼）

急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）については、世界保健機関（以下「WHO」という。）の「ポリオ根絶戦略2022-2026」において、ポリオの根絶を目指す観点から、各国で急性弛緩性麻痺（以下「AFP」という。）を発症した患者を把握し、当該患者に対してポリオに罹患しているか否かの検査を実施のうえ、ポリオが発生していないことを確認するよう求められているところです。また、ポリオを除くAFPについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）上、AFPを診断した医師は法第12条第1項に基づき届出を行うことが義務づけられています。

今般、WHOの基準に基づき、ポリオウイルスによる急性弛緩性麻痺が否定できない症例については、国立感染症研究所において個別に評価を行い、ポリオの疑いがあるか否かの分類を行う体制が整備されました。

つきましては、貴職におかれましては、法第12条第1項に基づき届出のあったAFPの症例について、国立感染症研究所から求めがあった場合は、積極的疫学調査で収集した情報を別紙「急性弛緩性麻痺症例60日後追跡報告書」を用いて、法第15条第13項に基づき、当該研究所へ提供していただくようお願いいたします。

なお、本通知については、公益社団法人日本医師会にも共有しておりますことを申し添えます。

（参考）

- 「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」（第2版）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

- 厚生労働省ホームページ 感染症法に基づく医師・獣医師の届出基準
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-180413.html>